

第 1 取り組むべき課題とその対策

1 性犯罪

性犯罪は、女性に対する暴力の中でも、最も女性の人権を踏みにじる行為であり、決して許してはならないものである。それは、被害者を身体的に傷つけるのみならず、被害者の心を深く傷つけるものであり、このことを国民一人ひとりがよく理解し、関係機関は、その発生防止に全力で取り組んでいかねばならない。

強姦、盗撮、痴漢等の性犯罪は、刑法、条例等により、取締りがなされているところであるが、これらの被害が重大化し、被害件数も増加しており、性犯罪全体の法定刑と他の犯罪の法定刑とのバランスをみる必要があるとも考えられることから、これら犯罪の徹底した取締りと加害者の厳正な処罰が強く求められている。

なお、最近、女性を略取したり監禁したりする事件が多発している。これは、刑法上の略取・誘拐罪や逮捕・監禁罪として処罰されるが、性犯罪の観点からもとらえることができ、この観点から加害者をより厳正に処罰することが必要であろう。

関係者は、被害者が心身に深い傷を負っていることをよく理解し、被害者に対し、十分な配慮を行わなければならない。また、被害者の身体的・精神的回復のためのケアに関する具体的対策が検討されなければならない。

さらに、性犯罪を許さない社会環境を醸成するために、わいせつな雑誌やインターネットによるわいせつ画像を容易に入手できる状況に対する改善策を講じていく必要がある。

(1) 加害者の厳正な処罰

ア 強姦罪の法定刑の引上げ

強姦は、加害者の性欲、支配欲等の欲望を満たすため、被害者の人格を踏みにじる行為であり、強姦された被害者の身体的、精神的苦痛は大きく、その回復には困難が伴うものである。しかも、強姦の認知件数は、平成8年までは1,500件前後で推移していたがその後増加に転じ、平成15年には2,500件近くにまで増えており、強姦に対する強い社会的非難を刑罰の形で表すため、また、その発生を抑止するためにも、強姦罪の法定刑（刑法第177条、2年以上の有期懲役）の下限を3年に引き上げるなど、他の凶悪

犯罪の刑との均衡も考慮しつつ、法定刑の引上げを検討するべきである。

イ 家庭内における児童に対する性的虐待への厳正な対処

性的虐待については、たとえ加害者が近親者であったとしても、また、家庭内で行われたとしても犯罪行為に当たることは、言うまでもない。

特に家庭内における児童に対する性的虐待は、本来児童を庇護すべき立場にある者等が、物質的かつ精神的に圧倒的優位な立場等を利用しており、断じて許すことのできないものである。

我が国においては、これまでこうした暴力は、家庭内の出来事として潜在化する傾向にあった。このため、発覚した事案は、いずれも悲惨なものであり、加害者を厳正に処罰するとともに、被害者を保護することが急務である。

刑法上の強姦罪は、13歳未満の女子を姦淫した者については、手段の如何を問わず、かつ同意があっても2年以上の有期懲役に処するものとされており、家庭内における児童に対する性的虐待であってもこの要件に該当するものは当然強姦罪として処罰されることになる。

また、児童福祉法においても、児童に淫行をさせる行為を禁じており、違反者は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金（平成17年4月1日からは10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科）に処せられることとされている。近年、家庭内における児童に対する性的虐待について、この条項を適用し、児童に淫行をさせる罪として処罰がなされてきており、今後ともこれらを適用して家庭内における児童に対する性的虐待の取締りの強化に努めるべきである。

児童に対する性的虐待は、児童虐待に対する対処の過程で判明することが往々にしてある。このため、保育士、教員、医師等に対する啓発活動を行うことにより、性的虐待の顕在化を図る必要がある。また、家庭内における児童に対する性的虐待への対処については、被害を受けた児童の精神面にも配慮し、児童福祉法を活用することにより児童福祉の観点から行うことが望ましい。

このように、児童に対する性的虐待については、被害者が訴え出ることが困難であるというその特性にかんがみ、強姦罪等とは別の処罰規定を設けるよりも、むしろ、悪質な事案につき厳正に対処して加害者を処罰するために、

まずは事案の顕在化を促すことを第一に考えていくことが必要である。

ウ 盗撮に関する法整備

盗撮は、カメラによる犯罪で、被害者のプライバシー等を損なうものであり、近年そうして撮影された画像が雑誌やインターネットを通じて流通するなど被害が深刻化しているところである。盗撮事案については、住居侵入罪、軽犯罪法違反、いわゆる迷惑防止条例違反等として、取締りが行われているところであるが、住居侵入罪に問えない事案においては法定刑が軽いとの指摘もあり、女性の性的尊厳やプライバシー保護の観点を十分考慮しつつ、加害者を厳正に処罰するための法整備を行うことを検討する必要がある。

エ 痴漢等の取締りの徹底等

警察では、刑法（強制わいせつ罪、公然わいせつ罪）又はいわゆる迷惑防止条例（卑わい行為）を適用して、痴漢等の取締りが行われているところである。しかしながら、若い女性を中心に重い被害を与えている事案も多いことから、今後も取締りを徹底し、加害者を厳正に処罰していくべきである。

また、鉄道会社は、被害の実態把握に努めるとともに、痴漢等の防止対策を推進する必要がある。

オ PTSD以外の精神障害が傷害罪の対象になり得ることの周知

性犯罪の後遺症としての精神障害については、PTSD（心的外傷後ストレス障害）だけが精神障害として認知される傾向にある。しかし、傷害罪における傷害とは、他人の身体の生理的機能に障害を与えることであって、健康状態を不良に変更した場合を含み、人の精神的機能に障害を与える場合も傷害罪の傷害に当たり得ると解されている。既に、「精神衰弱症に陥らせた行為」や「不安及び抑うつ状態に陥らせた行為」が傷害罪に当たるとされた裁判例もある。については司法関係者、医療関係者等に対し、PTSD以外の精神障害についても傷害罪の対象になり得ることの周知を積極的に図るべきである。

(2) 被害者への配慮とケア

ア 女性の被害者の立場に立った刑事手続の実施

女性の被害者の立場に立った刑事手続としては、警察において事情聴取室の改善、証拠採取時における配慮等が行われているほか、公判段階では、証人への付添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式での証人尋問等被害者の精神的負担を軽減する措置が新たに導入されている。今後とも、被害を受けた女性の精神的苦痛に配慮した運用をさらに進める必要がある。

特に、弁護士は、性犯罪の被害者に対する尋問に際しては、十分に配慮すべきである。

また、警察では、臨床心理士によるカウンセリングをはじめとする被害者対策が、検察庁では、被害者支援員制度や被害者ホットライン等を通じた被害者対策がそれぞれ実施されているが、地域によりその運用状況は様々であり、全国どこでもカウンセリングが受けられるようにするなど、これらの被害者対策を一層推進する必要がある。

イ 女性警察官の採用の拡大

被害者対策等の分野においては、女性被害者への対応に当たり女性警察官が活躍する機会も多いことから、引き続き女性警察官の積極的活用に努める必要がある。また、被害者対策の分野にとどまらず、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案、児童虐待等の事案への取組、あるいは風俗事犯の摘発等女性警察官の能力や特性が発揮される職域が広がっていることから、今後も女性警察官の採用の拡大に努める必要がある。

ウ 被害者のケアのための対策の充実

性犯罪の被害者のケアについては、精神保健福祉センターや保健所等において、医師・看護師等によって、被害者のケアに係る精神保健福祉相談を行うなどの対応がなされているところである。今後とも、被害者の心のケアに関する専門家の養成等を通じ、相談活動の充実を図る必要がある。

特に、性的虐待を受けた児童に対するケアについては、児童の人格形成に与える影響が特に大きいことから、児童養護施設への個別ケア担当職員や心理療法担当職員の配置など、安全感や安心感の得られる生活環境に配慮した

専門的かつ個別的なケアを確保する必要がある。

また、被害者を最初に治療する医師等医療関係者に対する性犯罪の証拠採取方法等に関する情報提供や性犯罪に遭遇してしまった場合の対処方法に関する女性一般に対する情報提供が必要であるとともに、性犯罪被害者のケアを専門的に行うセンターも求められているところである。

(3) 性犯罪を許さない社会環境の醸成

ア わいせつな雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット等の制限

強姦、調教ゲームやSM等の女性を蔑視し、物扱いするような内容の雑誌、コンピューターソフト、ビデオやインターネット上の情報については、現在、事案により、刑法（わいせつ物頒布罪）や風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）等を適用して取締りが行われているところであるが、特にインターネットによりわいせつ画像を閲覧させるなどの行為については、厳正な取締りに努めるべきである。

また、インターネットに関する法整備としては、電気通信によるわいせつな電磁的記録の頒布についても処罰できるようにするための刑法改正案が検討されており、さらに「コンテンツ安心マーク（仮称）」制度の創設に関する検討や携帯電話等上のフィルタリング機能の実現等に取り組むこととされており、今後も、諸外国と連携しつつ、IT技術の進展に対応した取組に努めていくことが必要である。

児童に対しては、風営適正化法、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下「出会い系サイト規制法」という。）青少年保護育成条例等により、児童が有害な情報を目にしないような規制がなされており、今後ともこのような児童に対する特別な配慮を行う必要がある。

また、こうした政府の取組と合わせ、これらわいせつな雑誌等については、それらの業界においても、自らの社会的な役割を自覚するとともに、業界の健全な発展が最終的に利益につながることを認識し、自主的な規制に取り組んでいくことが望まれる。

イ 性犯罪を許さない社会環境の醸成

性犯罪の防止のためには、社会の各界において、女性の性を商品化するような世相への批判を強め、性犯罪は許されるものではなく、その発生防止は国民一人ひとりの責務であるとの意識啓発を行っていくことが必要であり、女性の人権を尊重する啓発活動に努めるべきである。

また、学校において、氾濫する情報の中から有益情報の取捨選択ができるような教育を推進する必要がある。

2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）

売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものである。売春防止法では、売春が人としての尊厳を害することなどにかんがみ、売春及びその相手方となることを禁止しており、さらに、売春の勧誘、周旋、売春をさせる契約、場所提供、売春をさせる業等の売春を助長する行為等については、刑罰が科せられている。

また、児童買春については、児童に対する性的搾取等が児童の人権を著しく侵害することの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・ポルノ法」という。）が平成11年5月に制定された。これにより、児童買春を周旋・勧誘する行為のみならず、児童買春をする行為そのものが処罰の対象とされている。さらに出会い系サイト規制法により、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるよう誘引する行為（児童自身による同様の行為を含む。）等が処罰の対象とされている。しかしながら、児童買春・ポルノ法の違反者数は依然として増加傾向にあり、児童買春防止対策の更なる推進が必要となっている。

さらに、人身取引（トラフィッキング）については、女子差別撤廃委員会からの最終見解において、その取組の強化が勧告されるなど、国際的にも大きな課題となっており、国際的協調の下での人身取引（トラフィッキング）防止対策が求められている。

(1) 売買春

児童を対象とするもの、搾取を伴う売春、暴力団が介入するもの、外国人女性を対象とするものを重点に売春防止法違反の取締りが行われているところであるが、これらについては、厳正な取締りが有効な手段であり、今後も厳正な取締りに努めるべきである。

また、搾取を伴う売春の被害者の保護及び自立支援については、婦人相談所と関係諸機関との連携を強化する必要がある。

(2) 児童買春

児童買春については、これが児童の人権を著しく侵害するものであること

から、児童買春・ポルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした者等に対する厳正な取締りがなされているところであるが、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

いわゆる援助交際については、これが児童買春につながるものであることを認識するとともに、児童が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育・学校教育の機会等を通じて推進する必要がある。

また、出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。

さらに、買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。

(3) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引の取締りは、刑法（逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪等）、職業安定法、労働基準法等の各種労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風営適正化法、児童福祉法及び児童買春・ポルノ法等を適用して行うことができる。しかしながら、人身取引（トラフィッキング）の根絶を図るためには、これらの法律を厳格に適用するとともに、例えば、人身取引の被害者を使用する者等に対する規制を厳しくするなど、加害者の処罰の強化について検討する必要がある。

また、被害者の保護を図ることによって被害者の証言を得ることが加害者の厳正な処罰につながることから、被害者の保護に配慮する必要がある。

さらに、国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書及び児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書については、早期の締結を図るべきである。

なお、人身取引事件に関する捜査共助や犯罪者の引渡し等の関係国との協力が深められるとともに、国際的な啓発等を目的に、アジア地域等における協力枠組み（いわゆる「バリ・プロセス」）が実施されており、また、犯罪防止、被害者保護等を目的として、国際機関等を通じた協力が行われているところであるが、今後も国際協力を努めるべきである。

3 セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントは、継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものである。また、セクシュアル・ハラスメントは、当事者の性別を問わないものであるが、固定的な性別役割分担意識等を反映して、実際には、男性から女性に対するものが多い。

セクシュアル・ハラスメントの態様は、職場等においては、女性に対し性的な言動が行われ、それに対する反応により当該女性が職場等において何らかの不利益を受けるもの（いわゆる「対価型」）ばかりでなく、性的な言動により職場等の環境が不快になるようなもの（いわゆる「環境型」）も含むものである。なにより、それは、いわば女性に対する暴力であり、対象となった女性の尊厳を傷つけ、人権侵害となるものである。とりわけ、職場においては、女性の能力の発揮を妨げるとともに、時として退職を余儀なくされることによる経済的損害など、その生活全般に長期にわたって多大な損害を与えるものである。

また、セクシュアル・ハラスメントの中には、強制わいせつ罪等に該当するものもあり、これらは当該犯罪として処罰されるべきである。また、精神的、経済的損害を被った場合には、不法行為や債務不履行として損害賠償が請求でき得るものである。さらに職場の服務規程違反として加害者の懲戒処分等を行うことが可能な場合もある。

民間企業においては、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）第21条により、女性に対するセクシュアル・ハラスメント防止が事業主に義務付けられており、また、国家公務員については、男女を問わずセクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則に基づき、各府省庁において防止対策が講じられているところであるが、セクシュアル・ハラスメントは依然として後を絶たない。セクシュアル・ハラスメントは、雇用の場のみならず様々な生活の場で起こり得ることから、関係者すべてがその防止に一層努めなければならない。

(1) セクシュアル・ハラスメント対策の充実

セクシュアル・ハラスメントの防止については、これまで職場等において様々な啓発活動が進められており、個々人の意識も高まっているところであるが、それが職場等の組織運営上の重要な課題であるという認識を組織全体で持ち、組織を挙げて、セクシュアル・ハラスメントの防止や被害者の救済に当たることの重要性について、更なる啓発活動が必要である。

この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない旨を人権擁護を目的とする法律等に規定することについても検討する必要がある。

相談の窓口では、被害者のプライバシーを守るとともに、迅速かつ適切な対応を行い、相談したことが被害者の不利益にならないようにしなければならないのはもとより、被害者に対する精神的ケアなど、被害者の救済が十分図られねばならない。また、周囲の者の不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が必要である。さらに、相談対応者の役割の重要性にかんがみ、相談担当者への研修を実施するとともに、加害者への指導、加害者の懲戒処分等、加害者へ厳正に対応する必要がある。

(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた指針（平成10年労働省告示第20号）では、セクシュアル・ハラスメントに関する対応方針の明確化とその周知・啓発、相談・苦情窓口の明確化と相談・苦情への適切な対応などについて事業主に配慮義務が課せられている。都道府県労働局雇用均等室には女性労働者からのセクシュアル・ハラスメントに関する相談が多数寄せられており、職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策にまだまだ不十分な面もあることから、これらを更に徹底する必要がある。

具体的には、パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する講習事業等をより一層推進していく必要がある。

(3) 教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント

ア 大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実

セクシュアル・ハラスメントは、教育研究の場である大学において絶対にあってはならないことであり、雇用関係にある者の間だけでなく、学生や保護者等関係者も含めたセクシュアル・ハラスメント防止対策を徹底する必要がある。

現在、国立大学においては、セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発活動の実施や相談体制の整備等が文部科学省訓令により義務付けられており、これに基づき、ガイドラインや倫理規定等の作成、全ての教職員及び学生を対象とした研修会の実施など、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための様々な対策が実施されている。本年4月に国立大学が国立大学法人化した後においても、このような対策を引き続き推進することが求められる。また、公私立大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実も重要である。

学内における相談体制の整備に当たっては、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるものにする必要がある。

イ 大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実
小学校、中学校、高等学校等、大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメントは、教育の前提となる教員と生徒、保護者等との間の信頼を著しく損ない、生徒等に大きな傷を残すものである。残念ながら、セクシュアル・ハラスメントで懲戒処分を受けた教員が増加しており、徹底した防止対策が必要である。

この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行った教員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対処を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である生徒等が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備などを推進する必要がある。

4 ストーカー行為等

ストーカー行為は、恋愛感情やそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情に基づくつきまとい等の行為を繰り返すことにより、被害者の安全、生活の平穏や名誉を害し、被害者の行動の自由を著しく害する行為である。さらに同行為が次第にエスカレートし、暴行、傷害、殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものである。

このため平成12年にストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）が制定され、加害者に対する警察署長等の警告や都道府県公安委員会の禁止命令等の行政手続、被害者の告訴を受けストーカー行為罪を適用して加害者を検挙する刑事手続の両面で、ストーカー行為の阻止を図る制度が整えられた。しかしながら、ストーカー行為が殺人等の凶悪な犯罪に発展する事案も相次いでおり、今後もその発生防止と被害者の保護は、重要な課題である。

(1) ストーカー規制法の周知

ストーカー規制法は、施行後日が浅いこともあり、どのような行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。

(2) 被害者の救済の充実

被害者支援の一環として、各都道府県において、警察本部、警察署、関係機関、民間カウンセラー等による連絡協議会が構築され、必要な連携が図られているところであるが、今後とも被害者の救済を充実させるため、警察の迅速な対応や関係者間の緊密な連携を図っていく必要がある。

(3) 配偶者暴力防止法との連携強化

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）では、保護命令の対象が被害者本人に限られており、被害者の親族、友人や支援者等は保護命令の対象になっていない。しかしながら、被害者が逃げ出したことに逆上した加害者が、被害者の親族等に危害を

加えるという事件も発生していることから、警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。

また、配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していくことが必要である。

なお、配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権（私生活の平穏等）の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知すべきである。

おわりに

これまで、女性に対する暴力として、対応が急がれる4つの課題について提言を行ってきたが、この他にも、高齢者に対する虐待、望まない妊娠・性感染症（特に10代）等その解決に取り組まねばならない課題がある。

高齢者に対する虐待については、身体拘束ゼロ作戦等の高齢者対策の一環として対策がとられている。また、望まない妊娠（特に10代）については、思春期クリニック事業等の母性保健に関する施策が、性感染症（特に10代）については、予防指針の策定、啓発活動等の健康衛生に関する施策が行われているところである。しかしながら、これらの課題は、いずれも女性の心身を害する重要な問題であり、しかも、国際的に見れば、まだ取組が不十分であることから、その対策の一層の推進を図る必要がある。

また、女性に対する暴力が起こらないようにするためには、性教育も含め、女性自身が女性に対する暴力について認識し、それを防止するために何をすべきかを判断し、自尊感情を高めることができるようにする教育も必要である。さらに、男女が共に相互の人格と人権を尊重するような教育が生涯を通じあらゆる機会においてなされることが必要である。

今や我が国は男女共同参画社会の実現へと大きく動き出している。女性の人権を守るために、そして国民全てが安心して暮らせる社会を実現するためにも、女性に対する暴力の克服は、可及的速やかに取り組まねばならない最優先課題の一つと言える。

行政はもちろんのこと、国民一人ひとりが、そのために何ができるのか、何をすべきなのかを考え、全力を尽くしてこの問題に取り組んでいかねばならない。この報告がその一助となることを期待する。

標注

犯罪被害者の対象年齢

(1) 18歳未満の者

- ・ 児童福祉法（第4条）
児童（満18歳に満たない者）
- ・ 風営適正化法（第22条）
禁止行為（18歳未満の者による客の接待等）
- ・ 出会い系サイト規制法（第2条第1号）
児童（18歳に満たない者）
- ・ 児童買春・ポルノ法（第2条第1項）
児童（18歳に満たない者）

(2) 15歳未満の者

- ・ 労働基準法（第56条）
最低年齢（満15歳に達した日以降の最初の3月31日が終了するまでの児童の使用禁止）

(3) 13歳未満の者

- ・ 強制わいせつ罪（刑法第176条）
13歳未満の男女に対しては、暴行又は脅迫を用いないわいせつな行為も違法
- ・ 強姦罪（刑法第177条）
13歳未満の女子に対しては、暴行又は脅迫を用いない姦淫も違法